

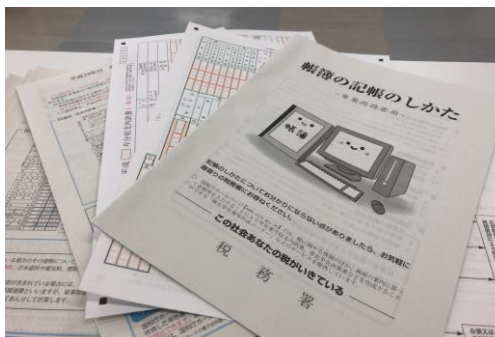
# 「全国通訳案内士の為の確定申告～青色申告の基礎知識」

2018年11月19日（月）実施 JGA 第一支部研修報告

11月19日（月）浅草の台東区民会館にて、世田谷税経センター税理士、青木輝光氏のご協力のもと確定申告研修を行い、62名（正会員49名、非会員10名、委員3名）の方が参加し熱心に先生のお話に耳を傾けました。今回はJGAで初の確定申告研修ということもあり、会員だけではなく多くの非会員の方も参加いただき、いかに通訳案内士の皆様が確定申告でお悩みかを改めて感じました。今回は全くの初心者から白色申告、青色申告のやり方まで様々なレベルの受講者を対象に講義をしていただいたため、先生も大変ご苦労なられたと思います。



確定申告に関しては扶養家族がいる、自分が扶養家族である、不動産収入がある、年金収入がある、ガイドフィーを給料としてもらっているなど、それぞれが違う状況にあるため全ての方の状況に当てはまる例をカバーするのはなかなか難しいのですが、先生は一つ一つの質問に真摯にお答えくださいました。確定申告をするに当たってはまず白色もしくは青色申告で事業収入および所得を計算しなければなりません。青色申告にすることで赤字を3年間繰り越せる、控除が10万もしくは65万円受けられるというメリットがあります。しかし65万円の控除を受けるには複式簿記で帳簿を付けなければならずここは大きな課題です。一日の研修では簿記の付け方まではマスターできませんが、開業届の出し方、青色申告の始め方、メリットなどは理解できたかと思います。簡易帳簿の付け方は先生のご用意してくださった資料を読んで是非マスターしてください。また皆さん関心のある通訳案内士として認められる経費のお話しもありました。これから皆さん自信をもってどんどん経費を落とされることでしょう。領収書の出ないものは記録を残せば良いが接待交際費は領収書が必ず必要など具体的なアドバイスも役に立ちます。そし



て使える可能性のある控除や、資産の減価償却の方法など既に数年青色申告をしている方でも新しく学ぶことも多かったと思います。研修時間が終わっても熱心な学生たちの質問攻めにあいながらも、丁寧にご回答いただいた青木先生には改めてお礼を申し上げたいと思います。